



平成 29 年 1 月 1 日現在

世帯数	2,845 世帯
男	3,432 人
女	3,542 人
総人口	6,974 人

素敵なまち 島立しぐさを目指して

12月11日(日) 大庭公民館で「礼儀作法は思いやり ありがとうは奇跡の言葉」と題して、あいさつ・声かけ運動実践講座が開かれました。26名の子供から高齢者が参加し、講師の滝川道子先生より、江戸町民の公衆のマナーであり、日本人特有の相手思いやる心を形にした江戸しぐさを通して様々な事を教えていただきました。



江戸しぐさは、八千ほどのしぐさがあり、武士の礼儀作法が発端となって、その作法を商人(あきんど)が、地方から出て来る人と仲良くする為にどうすればよいか考え出し、広めたのが始まりだそうです。

人が転んだ時に近寄り助けたり、病人に手をさしのべる「さしのべしぐさ」からは、心の中は誰にも見えないけれど、心遣いは見えること

や、思いは見えないけれど思いやりは誰にでも見える事を学び「あいさつしぐさ」では、日常普通に言っている「おはようございます」「さようなら」などの挨拶にも一つひとつの言葉に意味があり、「こんにちは」の「は」が、「わ」で無いのは、その後に続き言葉が付いてくる為だそうです。

また、日頃何気なく行っているお辞儀も、4つの角度があり、それによって意味が変化し、美しいお辞儀は相手に

心からの思いやりを伝えると共に姿勢を良くしてお辞儀する事は、内臓に良く、安定感があり、見た目が美しい利点があるとの事で、就職試験などでは、受付時のお辞儀で70%合格が決まる事が多くあるそうです。

日本の武道および芸道の世界において用いられ、心が途切れない意味の「残心」の心では、目を見てゆっくりとさげお辞儀する事がたいせつであり、お辞儀一つで人生が変わり、笑顔の表情で印象が変化するので、鏡で自分がどんな笑顔をしているかチェックして欲しいそうです。

実践講座は、本年度4カ所で開催され、12月10日に南栗地区、1月22日に中村地区、2月5日には北栗地区にて開講されます。



カメラ講座の第4回を開催

8月に計画されていた講座ですが台風のため11月29日に変更になり木曽開田高原フィールドワークとして、木曽馬の里、西野集落を撮影場所に行われました。

講師の長野県風景写真家協会・原和明氏より往復のバスの中で近くの撮影スポットの説明や撮影の仕方などを教えて頂きながら木曽馬の里では、木曽馬や風景の撮影方法ポイントを聞き課題撮影をしました。動物相手に良いところを切り取るのは大変です。

西野集落では板葺屋根を撮り込んだ撮影をしました。太陽が陰るのを待ちながらの取り組みになりました。風が強まりましたが皆さん頑張ってシャッターを切りました。



保育園 クリスマス

12月20日、保育園に大きな袋を持ち鈴を鳴らして、サンタが来ました。園児は、サンタから1人ずつプレゼントをもらい大喜びでした。



『島立の宝』の発刊に向けて

12月16日、島立公民館にて全体会議が行われました。

『島立の宝』は、島立の歴史・文化・習慣等、今だからこそ「宝」として伝えるべき事について、伝承事項の調査・確認や、既存資料等の活用により、いつでも学びができる教材となる冊子の発刊を目的としています。町内公民館長会・館報編集委員会・文化図書委員会・女性委員会の各委員が検討等行い、平成30年2月の完成に向けて活動していきます。

主要道路の 変遷と道路元標

今回は地区内を通る旧野麦街道、旧県道松本高山線、国道158号、県道新田松本線と道路元標を紹介します。

大正9年の旧道路法施行に伴い野麦街道は県道松本高山線(松本市・岐阜県界西筑摩郡奈川村)として認定されました。大正11年に各自治体の道路元標の位置を規定、起終点に自治体名のみが指定された府県道は基本的にこの元標が起終点となるため、松本高山線の起点は千歳橋北詰に設置の松本市道路元標で終点は県境の野麦峠です。現在は県



道奈川野麦高根線が奈川の県道奈川木祖線の交点を起点とし県境まで、同名岐阜県道が県境を起点とし高山市高根町の終点(国道361号交点)

へと通っており往時の幹線が重視され県道になりました。

日本は、敗戦・占領を経て昭和27年に独立し同年、道路法も公布されました。島立村は昭和29年4月1日に松本市に合併し村道は市道となりました。

今回の道路変遷を考察するうえで大変参考となった旧世代の松本市道路認定路線網図は市維持課が保管しており、昭和45年測図の地形図上に市道の路線名、起終点及び経路が記入されています。

旧野麦街道には「荒井旧県道線」「堀米旧県道線」「大庭旧県道線」の路線名が見て取れます。大正11年には安房峠の飛騨街道が県道松本船津線に昇格、

昭和28年の道路法施行時に県道松本高山線のうち奈川渡県境区間を分離して連結、二級国道158号福井松本線(福井市・松本市)に指定されたことに起因し、当該3区間が旧県道になったと推測されます。本国道は昭和40年、道路法改正で一級二級区分が廃止され一般国道158号と



なりました。

さらに網図と大正2年発行の地形図を照合。荒井の火の見櫓があった地点から荒井交差点間、荒井集落西端から堀米集落西端間、大庭交差点から大庭集落西端間は新道が開設されたことが解ります。

網図には昭和55年に開通した国道158号(渚バイパス)や昭和63年に松本ICまで開通した長野自動車道(長野道)は記載されておらず、圃場整備事業が実施される以前の地形となっています。網図からは路線名の由来が読み取れ千国街道や仁科街道を辿ることができる路線名の記載もあり貴重な資料です。現在は4桁の路線番号が付された松本市道路認定路線網図が市HPで公表されています。

松本市島立出張所北側の道は村道から県道を経て市道となりました。道路は法律と新道開通等が原因となり路線名や所管が変わります。

この道路は旧道路法公布の翌大正9年、村道(東筑摩郡島立村)に認定されました。この時、道路に面する役場敷地に島立村道路元標が設置されました。その後、昭和28年には県道新田松本線(起点は朝日村大字小野沢の新田、終点は島立村大庭の国道158号交点)に認定されました。

昭和55年、国道158号バイパスが開通すると国道は移管され県道は路線延長。

大庭から堀米、荒井を経由し渚二丁目の国道19号交点が終点となりました。同時に町区東交差点から大庭交差点間の国道は市道小柴大庭線となりました。さらに昭和63年、松本ICまで長野自動車道が開通。県道新田松本線は南栗で長野道を潜り左折、暫し並走し再度潜り抜け、国道158号交点の町区交差点が終点となりました。この時、南栗から北栗、出張所を経由し大庭交差点間の県道は市道に移管されました。

最後に道路元標について説明します。道路元標は大正9年施行の旧道路法に基づき道路の起点・終点・経由地を示すために設置された道路の附属物(石標)です。各市町村の道路の起点(終点)として大正8年施行の道路法施行令で「道路元標ハ各市町村ニ一箇ヲ置ク」と定められ設置されました。

島立村道路元標は長野県告示第六三六号(大正11年12月1日)として県報第五八二号に道路元標設置位置の告示がされ、東筑摩郡島立村

字道添三二九七番の一処先に設置と記載されています。



道路元標の様式は内務省令第20号(大正11年8月18日告示、同12年4月1日施行)で、地表高60cm(根入れの寸法は記載なし)、25cm角、頂部左右は5cmの面取と図示されています。

昭和27年に制定の道路法でも道路附属物の定めはありますが、具体的な設置方法や維持管理について定めた施行令(政令)や省令はないため多くの元標は忘れられた存在になっています。ちなみに隣接する新村、和田村の元標は残存。元標は現役場や元役場に建つ郵便局、駐在所、農協、公民館の敷地等に往時を偲ぶように存在しています。大切にしたい遺産です。